様式第三（第六条関係）

第　　号

指定解除通知書

年　　月　　日

殿

金融庁長官
法務大臣
財務大臣
（公印省略）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）第 51 条の規定により特定社会基盤事業者としての指定を解除したので、同条において準用する同法第 50 条第２項の規定により、下記のとおり通知する。

記

名　　称	
住　　所	
特定社会基盤事業の種類	
指定をした年月日	
指定を解除した年月日	

様式第四（第七条関係）

表

年　　月　　日発行第　　号（　　年　　月　　日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

（写真）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 58 条第２項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第五十八条　（略）

２　主務大臣は、第五十一条、第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六・七　（略）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。